ひらいずみ応援商品券　取扱事業者募集要領

１．事業の目的

新型コロナウイルス感染症の長期化で疲弊している町内の経済対策と生活支援のため。

２．商品券の発行概要

①名　　称　ひらいずみ応援商品券

②発 行 者　平泉町（事業受託者：平泉商工会）

③発行総額　７，５００万円（１５，０００円×５，０００セット）

④発行枚数　１５０，０００枚（額面５００円）

⑤販売価格　１セット１５，０００円（５００円×３０枚）を１０，０００円で販売する

⑥利用期間　令和３年７月１日～令和３年１２月３１日（６ヵ月）

⑦販売期間　令和３年７月１日～令和３年１２月３１日（完売次第終了）

⑧販売方法　事前予約販売及び一般販売

⑨販売対象者　特に定めなし

３．取扱事業者参加資格

平泉町内に事業所を有し、新型コロナウイルス感染拡大への防止に協力する者で、

とする。なお、次に該当する事業者を除く。

①特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良

俗に反する営業を行っている事業所

②その他、商工会長が不適当と認める事業者

４．商品券の取扱に係る留意事項

①商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。

②商品券を現金化することはできません。

③商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭はでません。

④商品券の紛失及び盗難に対して、発行者はその責を負いません。

⑤取扱事業者において、本券を利用対象としない商品やサービスを独自に定める場

合は、予め、利用者が認識するよう明示する義務を負う。

５．商品券の対象とならいないもの

①国や地方公共団体への支払い（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金）

②有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金

性の高いものの購入

③現金との換金、金融機関への預け入れ

④医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）

⑤取扱店自らの事業上の取引（商品仕入れ、経費支払い等）

⑥公序良俗に反するもの

６．取扱事業者の責務等

　　①新型コロナウイルス感染拡大への防止に取り組むこと。

②取扱事業者であることが明確になるよう、平泉商工会が作成したポスター及びス

　テッカーを利用者が分かりやすい場所に提示してください。

③利用者が持ち込んだ商品券は、受取る前に問題がないか確認してください。偽造

防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別で

きる場合は商品券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに発行者まで

報告してください。

④商品券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、

サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

⑤取扱事業者自らの事実上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。

⑥利用者から受取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の

責務とします。

７．換金について

①換金申請期間　令和３年７月１日～令和４年１月１４日

②換金申請場所　一関信用金庫平泉支店、岩手銀行平泉支店、

東北銀行平泉支店

③支払日　　４営業日以内

④支払方法　取扱店指定の口座への振替

⑤換金に必要なもの　商品券現物及び商品券代金請求書（別途配布）

⑥換金手数料　換金手数料は徴収いたしません。

８．取扱事業者登録申請について

①申請方法

この募集要領に同意の上、別添「取扱事業者登録申請書」に必要事項を記入し、

平泉商工会へ郵送またはご持参戴くかＦＡＸにて提出して下さい。

なお、ＦＡＸで申込された場合は受理確認のためこの申請書に受付印を押しＦ

　　　ＡＸにて返信いたしますので、お申し込み後１週間を経過しても返信がない場合

は、お手数ですが平泉商工会へお問い合わせ下さい。

②申請書の提出先　平泉商工会　平泉町平泉字志羅山１５２－２

電話４６－３５６０　ＦＡＸ４６－３５６８

③申請期間　令和３年５月２０日（木）まで

申込は以降も受付いたしますが、町内全戸配布の事前予約チラシへの記載ができませんので、予めご了承願います。

９．取扱事業者の周知について

①購入者へのセットの中に取扱事業者一覧表を同封いたします。

②平泉商工会及び平泉町のホームページに掲載します。

１０．その他留意事項

①この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱事業者の

承認を取り消す場合があります。また、違反により損害が生じた際は請求する場

合があります。

②募集要領に記載されていない事項は、平泉商工会（電話４６－３５６０）へお問

い合わせください。